# 消防庁

Fire and Disaster Management Agency

# 消防庁

総務課 消防·救急課 予防課

国民保護•防災部 防災課 参事官



消防庁は、災害などによる被害の防止や軽減を図るため、必要な法令整備を担うととも に、大規模災害等の緊急時においては、消防庁内の危機管理センターに災害対策本部を 設置し、全国から被災地に派遣される緊急消防援助隊のオペレーションや、被災地・官邸 などとの連絡調整を担います。

### 南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模災害に備える

令和6年能登半島地震の際には緊急消防援助隊が全国から被災地に駆けつけましたが、緊急消防援助隊が大規模 災害時により効果的・効率的に活動できるよう、車両・資機材の整備を行うなど、消防庁では緊急消防援助隊の一層の 充実強化に取り組んでいます。

また、緊急消防援助隊のDXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を図るとともに、災害情報をすべ ての住民に迅速かつ確実に伝達するため、災害情報伝達手段(防災行政無線や緊急速報メールなど)の多重化を推進し ています。

さらに、令和5年2月に発生したトルコ・シリアでの地震災害など、国外で発生した大規模な災害に対しては、高度な救 助技術を有する国際消防救助隊を国際緊急援助隊・救助チームの一員として被災地へ派遣します。

#### 地域の安心・安全を支える

地域の防災を担う消防本部は、市町村の責任のもとに全国720本部が設置され、消防職員約17万人、消防団員約76 万人が協力して日夜災害に対応しています。

消防庁では、多様な地域の消火・救助・救急ニーズに的確に対応するため、消防の広域化の支援など市町村消防の体 制の強化を推進するとともに、高齢化等を背景とした救急需要の増大、救急出動件数の増加などの様々な諸課題を解消 するため、消防機関と医療機関の連携強化、救急車の適時・適切な利用(適正利用)の推進、救急救命士の処置範囲の 拡大等の救急業務の高度化などを推進しています。

また、今後大規模災害はもとより、近年頻発化・激甚化する風水害などの発生が危惧される中、地域に密着し、災害時 にいち早く現場に駆けつけ、消火・救助活動、避難誘導などの活動を展開している消防団の役割は、ますます大きくなっ ています。このため、消防庁では、女性や若者など幅広い住民への入団促進に向けた広報の充実、消防団員の処遇の改 善、企業や大学等と連携した入団促進、自主防災組織等の様々な主体との連携強化など、消防団を中核とした地域防災 力の充実強化に向けて取り組んでいます。

## 多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ

近年、グループホームなどの小規模福祉施設や大規模物流倉庫、民 泊などの新しい形態の施設が出てきており、新たな安全対策の検討が 必要となっています。また、石油コンビナートなどひとたび火災が発生 すると周辺住民の生活に重大な影響を及ぼす施設や水素エネルギー などの新エネルギーを取り扱う施設に関する安全対策の確保も求め られています。

消防庁では、社会構造の変化や施設の形態の変化に柔軟に対応し、 必要な消防法令の改正や、事業者への指導の推進などを行っています。 また、これらの施設で火災が発生した際は、迅速に災害対応を実施す るとともに、火災の原因や人的被害が発生した要因などの検証を行 い、必要に応じて消防法令の改正を行うなど、ハード・ソフト両面から、 さらなる火災予防対策の強化を図っています。

住宅についても、消防法を改正し、平成23年から全ての住宅に住宅 用火災警報器の設置を義務付けています。住宅用火災警報器を設置す ることにより、設置がない場合に比べ死者数等の被害を概ね半減でき ることがわかっており、安全で安心な暮らしの実現に貢献しています。

#### 武力攻撃や大規模テロから国民を守る

武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、国と地方公共団体は 相互に連携協力し、総力を挙げて国民の安全を確保する責務を有して います。こうした有事に際し、消防庁は、国の対策本部と地方公共団体 との連絡調整や消防の応援などの指示、住民の安否に関する情報の 収集・提供などを担当しています。

消防庁では、内閣官房から発出される弾道ミサイル攻撃など国民保 護に関する情報等の緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて送信 し、市町村防災行政無線(同報系)等を自動起動することにより、人手 を介さず瞬時に住民等に伝達することが可能な全国瞬時警報システ ム(Jアラート)を整備し、全ての住民が緊急情報を迅速かつ確実に受 け取ることができる体制を確保するとともに、大規模テロや武力攻撃 事態等を想定した訓練や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練等を 国と地方公共団体が共同で実施するなど、国民保護の取組を進めて います。

## 令和6年能登半島地震の概要と消防庁の対応

令和6年能登半島地震では甚大な被害が発生し、令和6年7月18 日時点で、石川県を中心に死者299名、負傷者1,327名、住家被害 128,354棟となっています。

消防庁の対応としては、地震の規模や大津波警報の発表を踏まえ、 石川県知事からの出動要請を待たずに、消防庁長官から緊急消防援 助隊の出動の求めを行い、発災当初から約2,000名規模の緊急消防 援助隊が被災地に向けて出動しました。令和6年1月1日から2月21 日までに約4,900隊(うちヘリ22機)の約17,000人が派遣され、人命 輪島市市ノ瀬町における緊急消防援助隊の活動 富山県防災航空隊による活動(富山県防災航空隊提供)

救助、情報収集、消火、救助、救急活動等に従事しました。

また、被害情報の収集や共有、関係機関との連絡調整などを行うた め、消防庁職員を被災地に派遣しました。





#### 令和6年能登半島地震における消防団の活動等

令和6年能登半島地震において、消防団は、自らも被災しながら、地 域住民の命を守るため、発災直後から住民への避難の呼びかけや消 防隊と連携した消火のほか、倒壊家屋からの救助、孤立集落からの住 民搬送、行方不明者の捜索、避難所の運営支援など、懸命な活動を展 開しました。

今回の地震では、激しい揺れによって道路が寸断され、関係機関に よる支援が困難を極める中、地域に密着した消防団は、地域防災力の 要として、非常に大きな役割を果たしました。





輪島市消防団による亀裂の入った道路補修の様子 珠洲市消防団による避難所運営支援の様子

**33** Ministry of Internal Affairs and Communications